

作業療法士学科 学科細則

(目的)

第1条

この細則は、学則、履修規定、実習規定、および学習にあたっての取り扱い（諸注意）に基づき、履修、進級、卒業について定める。

(未履修)

第2条

履修に関連し、以下の履修条件のいずれかを満たす場合は未履修となる。

1. 各科目において授業時間数の3分の1以上の欠課がある場合で、該当科目の補講を受講せず試験を受けることができない者
2. 各臨床実習期間中に出席すべき日数の10分の1を欠席し、実習の延長・補充等を受けなかった者

(未修得)

第3条

単位修得に関連し、以下の単位修得条件のいずれかを満たす場合は単位未修得となる。

1. 定期試験において、本試験結果が不合格になり、再試験においても60点未満の者
2. 臨床実習の成績が不合格になり、再実習においても60点未満の者

(進級)

第4条

進級にあたっては、以下の進級条件を定める。

1. 当該学年のすべての配置科目において試験成績、実習評価が可以上である者
2. 進級判定会議において、進級と判定される者

(仮進級)

第5条

仮進級にあたっては、以下の条件を定める。

1. 未修得科目が3科目以内の場合でかつ、進級判定会議で認めた場合。
2. 仮進級が認められた者は仮進級試験を受験し、合格しなければならない。
3. 臨床実習の単位未修得者については仮進級を認めないものとする。

(臨床実習への参加)

第6条

臨床実習への参加にあたっては、以下の条件を定める。

1. 臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲへの参加は、原則、当該学年の実習が開始されるまでにすべての配置科目において試験結果が可以上でなければならない。
2. 学科教員の合議により、臨床実習への参加と判定された者
3. 再実習については、実習評価が50点以上の場合は学内対応による実習、50点未満の場合は本校が指定した実習施設において再実習を命ずることがある。これにあたり、必要に応じて筆記試験、実技試験を行うことがある。

(卒業)

第7条

卒業にあたっては、以下の卒業条件を満たさなければならない。

1. 所定の単位を全て修得している者(学則 第23条、第24条、第25条より)
2. 卒業・課程修了判定会議において、卒業を認定された者。(学則 第25条より)
3. 総合演習Ⅴ(6期生以降は国家試験演習Ⅵ)の単位修得試験は、卒業試験として実施した試験において、3回連続で試験得点率の60%以上を得ることを基準とする。

第8条

第7条の条件を満たさない場合は、卒業と判定されないため国家試験を受験できない。

(原級留置)

第9条

原級留置にあたっては、以下の条件のいずれかを満たす場合とする。

1. 所定の単位を修得できない者は、その申請により在学期間の範囲内で原級留置を許可されることがある。
2. 進級判定会議において進級が認められなかった場合は、原級留置とする。
3. 卒業・課程修了判定会議で卒業が認められなかった場合は、原級留置とする。
4. 卒業が認められなかった者のうち、臨床実習、総合演習Ⅴ(6期生以降は国家試験演習Ⅵ)に限って単位未修得の場合、次年度科目履修は当該科目のみの履修を行い、単位を修得することとする。

附則

本細則は、平成30年4月1日より施行する。

本細則は、令和2年4月1日より施行する。

本細則は、令和3年4月1日より施行する。